

EDINET 運用改善に関する論点整理（概要）

．調査対象報告書の迅速な検出

【システムによるチェック機能の強化】

システム上の抽出が可能となる方式への変更

現行のテキスト形式から、論理チェックを用いたシステム上の抽出が可能となる方式（例：フォーム入力方式）に変更。

システム改善の効果等

- ・ 分析指標（提出者の類型、保有割合、提出頻度等）の効果的な活用により、優先的に審査すべき報告書を抽出。
- ・ 現在記載漏れの有無等を確認しているフォーマットチェック機能を強化（例：報告書内における記載の齟齬の自動検出）。

システム抽出結果の迅速な通知

（例：審査担当者へのポップアップ通知）

システムによるチェック機能の強化等の観点から、提出者情報の把握の充実・強化、ログイン情報を定期的に再確認する仕組みを導入。

新システム導入により、財務局等における形式不備の是正に要する作業量を削減し、より実質的な審査に人員を効率的に配分することが可能。

．調査対象報告書検出後の対応

【迅速な調査体制の充実】

取扱金融商品取引業者等への照会等による調査の迅速化

大量保有報告書に取扱金融商品取引業者等の名称の記載を求める（当該名称は公衆縦覧には供しない）。

(株)証券保管振替機構を通じた調査のための体制整備

【関係機関との連携体制の構築】

関係機関（取引所、証券業協会、外国当局、外国取引所）との連絡・連携体制の整備

取引所は、財務局等における調査対象報告書検出の情報提供を受け、必要に応じ売買停止措置を講じることも想定されるため、特に緊密な情報交換・連携が必要。

【当局による新たな注意喚起スキームの創設】

金融庁・財務局等から投資者・発行会社等に向けた速やかな注意喚起

注意喚起を行う時点

システムによるチェック・財務局等による確認により調査を要するものと判断された時点（＝調査対象報告書検出時）

訂正報告書の提出命令を発出した時点

（調査に一定の時間を要する場合には、虚偽の蓋然性が高まった段階（ と の間）で注意喚起を行うことも想定。）

注意喚起を EDINET のフロント・ページに掲載する際には、投資者や発行会社等の誤解を惹起しないような記載とするよう留意する。

・機動的な行政対応

虚偽記載のある書類による投資者・発行会社等の誤解・混乱の回避

内閣総理大臣が、公益又は投資者保護のため必要な場合に以下の対応が可能となるよう、制度的手当てを含めた検討が必要。

開示書類に EDINET 上で訂正報告書の提出命令を発出した旨などの重要参考情報を付す

訂正報告書の提出命令を発出する場合、これに係る開示書類につき例外的に当局が全部又は一部を公衆縦覧に供しない

違反行為の抑止の多様化

大量保有報告書等の虚偽記載・不提出を課徴金の対象とすることへの取組みが必要。